

<保険医療機関における書面掲示>

当院で算定している施設基準に基づく加算等について

当院で北海道厚生局に届け出ている施設基準や診療報酬の算定等について、以下のとおりお知らせします。

・明細書発行体制等加算

原則として診療報酬がわかる明細書を無償で交付しています。

・一般名処方加算

後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある医薬品について、商品名ではなく一般名処方（薬剤の有効成分の名称で処方すること）を行う場合があります。これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

・「選定療養」について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬について、患者さまのご希望により先発医薬品（長期収載品）を選択される場合、薬の価格差の一部をご負担いただくことがあります（選定療養）。なお、医師が医学的に必要と判断した場合や、後発医薬品の供給が不安定な場合などは対象外となります。ご不明な点がございましたら、お気軽に診察時にお尋ねください。

・電子的診療情報連携体制整備加算

医療 DX を推進し、質の高い診療を提供するための体制を整えています。オンライン資格確認を実施し、患者さんの同意のもと、受診歴・薬剤情報・特定健診情報等を診療に活用しています。あわせて、電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスへの対応についても、国の方針に基づき体制整備を進めています。取得した医療情報は、関係法令を遵守し、適切に管理します。

・長期処方、リフィル処方せん

当院では、患者さまの状態に応じ、28 日以上の長期の投薬、ないしリフィル処方せんを行うことが可能です。※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは、病状に応じて担当医が判断します。